

令和元年

相続法改正情報その2

【義父母を介護したお嫁さんが特別寄与料をもらえる目安は？】

法律の改正により、亡くなった人に対して無償で療養看護その他労務の提供をしたことにより、亡くなった人の財産の維持または増加について特別の寄与をした親族は特別寄与料を請求できることになりましたが…実際にいくらくらいもらえるのだろう、と疑問に思ったことはありませんか？

東京の家庭裁判所が特別寄与料の額の算定方法の目安や算定計算式例を出しているということなので、今回はその目安と計算式例をお知らせしたいと思います。

目安：亡くなった人が「要介護度2」以上の状態にあったこと

算定計算式(例)：療養介護の寄与分＝介護報酬相当額×療養看護の日数×裁量割合(0.5～0.8)

「裁量割合0.5～0.8」はどう決めるのかと言うと、親族が看護や介護の専門家ではないことや、その他寄与行為の態様(どのように介護したのか)などの個別具体的な事情を考慮して決めるそうです。

配偶者居住権って何？

来年4月から施行される「配偶者居住権」。これまで、お父さんが亡くなって遺産分割をするのに、自宅(お父さんの遺産)を売らないと子どもたちと遺産を分けられない、などといった場合、お母さんが自宅を離れざるを得ませんでした。住み慣れた自宅から出なければならなくなるのは辛いですよね。また、自宅は手放さなくても済んだけれど、お金がもらえなかった場合、その後の生活に困ってしまいますよね。そこで、今回の法改正で新しくこの制度が作られました。

自宅を所有権・居住権という形で分け、お母さんは居住権だけもらい、所有権は子がもらう。お父さんの預貯金もお母さんと子で分けられる、という寸法です。

注意点を一部ご紹介します。

- ・この制度も内縁の配偶者や同性のパートナーには適用がありません。
- ・相手が亡くなったときに同居している必要はありませんが、居住権をもらうべき配偶者は自宅に住んでいないといけません(例：父→老人ホーム、母→自宅)。

※他にも注意点がたくさんありますので、また後日ニュース又はセミナーにてお知らせします。

① 相続新制度開始スケジュールは以下のとおりです。

- 2019年1月13日 自筆証書遺言の様式緩和
2019年7月1日 預貯金仮払い制度開始
配偶者に対する自宅の生前贈与が遺産分割の対象外に
遺産の使い込みに対する扱いの改正
相続財産の登記に関する改正
遺留分減殺請求→遺留分侵害請求に
特別受益は相続開始前10年間のみに制限
介護した親族が相続人に対し金銭的請求できる
- 2020年4月1日 配偶者居住権
2020年7月10日 自筆証書遺言の預かり制度開始



配偶者に対する自宅の生前贈与が遺産分割の対象外になるための注意点は？

- まず、大前提として**自宅を贈与した時点**で、婚姻期間が二十年以上でないといけません。
- ① では、いつの時点から二十年？
注意点がここにあります。結婚式の日と、戸籍の届を出した日が、皆さんは一致していますか？ときどき、結婚式は挙げたけれど、実際に役所に届を出したのは数年経ってから、と言う方がときどきいらっしゃいます。昔は、子が生まれてから籍を入れるということもよくあったと聞きますので、贈与する前に戸籍の婚姻日付を確認してみてください。
- ② 自宅を購入するためのお金を贈与した場合は？
原則、適用になりません。このお金は、遺産分割のときに持ち戻されて取り分を計算されることとなります。オシドリ贈与の税金の特例とは、この点が異なりますので気をつけてください。

発行元



〒354-0034
富士見市上沢1-24-6メゾネット上沢B102
大曾根行政書士事務所
TEL:049-290-7633 FAX:049-270-1710
営業時間9時～17時 土日祝日も営業(不定休)
初めてのご相談は無料です。



<https://office-osone.com/>

【11月2日、遺言セミナーやります！】

皆さんは、「遺言は財産がいっぱいある人が用意するもの」と思い込んでいませんか？

実は、財産が少なくても遺言を用意しないといけないタイプの人がいるんです。どんなタイプの人か遺言を用意しないといけないか、ご存知ですか？

また、せっかく遺言を書いたのに、相続人間でもめてしまう、ということがあります。原因は何だったのでしょうか？

今回は、実際にあった事例を交えて、この二つについて説明したいと思います。

また、今年の1月13日から自筆証書遺言の書き方について法律が改正されていますが、ちょっとした落とし穴がありますので、その点についても説明したいと思います。

当日おいでくださった方には、遺言を用意した方がよいかどうかのチェックリストを差し上げます。

参加費は無料です。ちょっと話を聞いてみたいと思われましたら是非お越しください。お待ちしております。

＜セミナー開催場所・日時＞

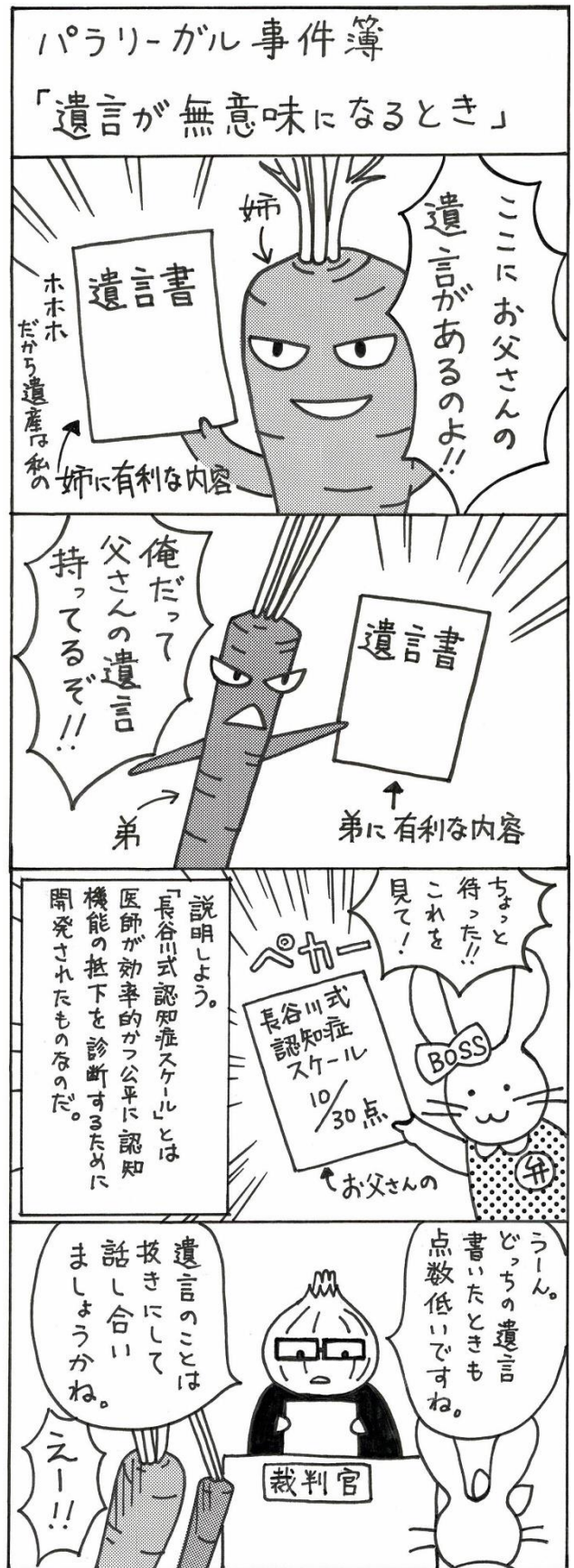
場所：ふじみ野市産業文化センター 第一会議室

（住所：ふじみ野市うれし野2-10-48）

※ 駐車場はございませんので、ご注意ください。

日時：令和元年11月2日 14時～15時半

※ 予約などは不要です。



【遺留分】 各人が有する遺留分＝法定相続分×遺留分

〈遺留分〉

〈法定相続分〉

相続人	遺留分
父母	遺産の3分の1
配偶者、子	遺産の2分の1

相続人の組み合わせ	配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
配偶者のみ	全額			
配偶者と子	2分の1	2分の1※		
子のみ		全額※		
配偶者と直系尊属	3分の2		3分の1※	
直系尊属のみ			全額※	
配偶者と兄弟姉妹	4分の3			4分の1※
兄弟姉妹のみ				全額※

※複数人いるときは均等割